

「キッズウィーク」に関連した旅行商品等に利用するロゴマーク募集要項

平成 31 年 1 月 21 日
観光庁参事官(旅行振興担当)

【募集概要】

「キッズウィーク」は、地域ごとに夏休みなどの学校の長期休業日を分散化することにより、学校が休みとなった日に大人も有給休暇を取得することで、大人と子供と一緒に休日を過ごす機会を創出しやすくする取組であり、平成 30 年度から始まりました。

観光庁においては、キッズウィークの取組を活用して家族旅行のさらなる促進を図るため、旅行業界等と連携して新たな旅行商品・宿泊商品の造成に向けて取り組んでいるところですが、今般、“大人と子供と一緒に楽しめる旅行商品”や“子供歓迎の宿泊商品”等に利用するロゴマークを策定することとし、皆様から広く募集を行うこととしました。

【募集内容】

ロゴマークに求められる内容は次のとおりです。

- (1) 「キッズウィーク」の方向性(大人と子供と一緒にまとまった休日を過ごす機会を創出すること)を踏まえ、子供を中心とした家族旅行の促進に資するデザインであること。
- (2) 旅行商品のポスターやパンフレット、宿泊施設のホームページ等に使用することや、単色(モノクロ含む)での使用も想定したデザインであること。
- (3) 作品は絵柄(シンボルマーク)と文字(ロゴタイプ)を組み合わせた文字図形一体型のデザイン又はシンボルマークのみのデザインとすること。
- (4) 特定の地域を連想させるデザインは避けること。

【応募資格】

どなたでも応募できます(個人、法人、グループいずれも可能)。

【応募期間】

平成 31 年 1 月 21 日(月)～平成 31 年 2 月 20 日(水)

【応募方法】

- (1) 作品の提出に際しては、電子メールに作品を添付し、「kidsweek_logo@marketingservice.co.jp」に送信してください。作品は電子データでカラー版とモノクロ版の両方を作成するものとし、
 - ①JPEG、GIF、PNG のいずれかの形式、
 - ②サイズはカラー版、モノクロ版それぞれ 3MG 以内、
 - ③解像度 300dpi 以上とします。
- (2) 提出は 1 メールにつき 1 作品としてください。
- (3) メール本文には必ず以下の内容を明記してください。
 - ・氏名(法人、グループでの応募の場合は代表者名)
 - ・年齢(複数の場合は代表者の年齢)
 - ・住所

- ・所属(勤務先、学校等)
 - ・連絡先電話番号
- (4) 作品の趣旨の説明を 200 字以内で記載してください(メール本文へ記載又は説明を記載したワードファイルを添付)。
 - (5) メール の 件名 は、「キッズウィーク関連ロゴ応募」としてください。

【選考】

- ・観光庁において選考会を開催し、審査の上、大賞を決定します。
- ・大賞受賞者には賞状及び記念品を授与し、その作品を観光庁ホームページで公表します。
- ・ホームページでの公表は平成 31 年 4 月を予定。

【留意事項(権利関係等)】

- (1) 応募作品は、国内外で未発表のものとしてください。
- (2) 応募作品の作成及び応募に係る費用は応募者の負担とします。
- (3) 応募作品は返却いたしません。
- (4) 採用作品に関する著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に定められた権利を含む。)を始め、知的財産権は観光庁に無償で譲渡していただきます。また、採用作品の展示・公表等に関する権利は観光庁が優先保持します。
- (5) 他者の知的財産権を侵害する疑いがある場合は、採用及び賞を取り消すことがあります。
- (6) 採用作品については、応募者と協議の上、ロゴマークとして使用する上で必要な補作(修正)をお願いすることがあります。
- (7) 応募者の個人情報応募者に許可なく第三者に開示・提供しません。ただし、大賞作品の応募者名等は観光庁ホームページ等で公表する予定です。個人情報は業務終了後、適切に廃棄します。
- (8) 審査状況に関するお問い合わせにはお答えしかねますのでご了承ください。

【お問い合わせ先】

◎キッズウィーク全般に関するお問い合わせ

観光庁旅行振興担当参事官室

TEL: 代表 03-5253-8111(内線 27-317、27-315)

直通 03-5253-8329

◎ロゴマークの募集に関するお問い合わせ

キッズウィーク関連ロゴ応募事務局

問い合わせメールアドレス: kidsweek_logo@marketingservice.co.jp

キッズウィーク関連ロゴ応募及びロゴ選定関連業務は、観光庁から本事業の業務委託を受けている凸版印刷株式会社が主体となり実施します。なお、キッズウィーク関連ロゴ応募事務局は、凸版印刷株式会社が株式会社マーケティング・サービスに業務委託をしています。